

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市環境影響評価審査会				
事務局 (担当課)		環境政策課 電話042-769-8240(直通)				
開催日時		令和元年10月28日(月) 18時30分~20時00分				
開催場所		杜のホールはしもと セミナールーム1				
出席者	委員	11人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	5人(環境共生部長、環境政策課長、他3人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 審議 太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開会

定足数の確認の上、開会した。

2 議題

片谷会長の進行により議事が進められた。

(1) 太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について

法改正に伴う本市条例における太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について、「資料1」及び「資料2」を基に、事務局から説明された。

再エネの推進を阻害するためにアセス対象とする訳ではないということが前提であるが、長野県等では大規模な太陽光発電事業の計画が進んでいる。相模原市では地域特性上、そこまで大規模な事業は実施されないかもしれないが、その事態に備える必要はある。

太陽光発電は太陽光自体がエネルギー源となるため、「原動力」という表現に違和感がある。

火力発電等はタービン等を回して発電する方式のため、「原動力」という表現は正しいが、太陽光発電は仕組みが異なる。

規則改正する場合には、単純に水力等に並列して太陽光を加えることが考えられるが、「原動力」という表現との繋がりについて留意されたい。

現行の「電気工作物の建設」の事業において、水力等を原動力とするものという表現を使用していることから同様の表現をそのまま使用したが、太陽光について適切かどうか検討する。

対象要件を「出力」とした場合は、今後の技術革新によって「出力」と「面積」の比率が変化することが想定されるため、「面積」の方が良いのでは。対象要件を「出力」とする場合には、技術革新に対応するため、ある程度の時期で見直しをする必要がある。

法における検討時にも「出力」とするか「面積」とするかは様々な議論があった。「出力」と「面積」の比率は、事業者の意向による影響が大きい。また、「面積」とした場合には、残地森林等のバッファを多く確保した事業が、環境影響が大きい事業に分類されるという逆転現象にも留意が必要である。

対象要件について、太陽光パネル等の工作物を設置する面積に限定することは可能か。

制度としては可能だが、許認可に要する対象面積等と異なることで、その面積の正確性や不変性に懸念がある。

建築物の屋上への設置時と造成を伴う設置時ではどのような違いがあるのか。

対象要件を「出力」とした場合には、造成を伴わない建築物の屋上への設置も規模によって対象となり、太陽光パネルからの反射光やパワーコンディショナーからの騒音等の供用に伴う環境影響を主対象とするという考えとなる。

対象要件を「出力」として改正した場合に、その後の条例等の見直しの期間について、どのようになっているのか。

本条例には見直しに係る規定を設けてはいないが、5年を経過する時点で見直しを行う方針としている。対象要件を「出力」として改正し、運用の中で問題が生じれば見直しをすることは可能である。

対象要件を「出力」又は「面積」として、両方を対象にすることは可能か。

制度としては可能だが、電気事業法の申請等の要件である「出力」においては整合が取れる一方で、「面積」においてはその正確性や不変性に懸念がある。

窓ガラス型の太陽光発電等もあり、投影面積では対応できない事業が想定される。

対象要件を「出力」とした方が、数字を動かしてアセス逃れがしにくいのか。

固定価格買取制度においても申請時に「出力」は確定するため、その後に数字を容易に変更することは出来ないと考える。

許認可等と整合を取るとはどういう意味があるのか。

許認可等の申請要件と整合を取ることで、その数字の正確性や不変性が向上するという考えである。

法との整合も取り、対象要件は「出力」とする方針とし、見直し時には「面積」とすることを含めて検討することとする。

対象規模は、その他の造成（宅地造成）の比率を準用したとしているが、A～Cの地域区分毎の数字の設定根拠を再確認したい。

市条例を制定するに当たっては県条例の適用除外を受ける必要があったため、県条例の対象規模を基本として設定している。

B地域の対象規模は、C地域の75%程度を基本としている。

C地域の対象規模は、面積20ヘクタール相当とのことだが、市街化された地域でそのような大規模事業の実施は想定されるのか。

対象事業となっている「GLP相模原プロジェクト」は、C地域における約29ヘクタールの土地を造成する事業である。大規模な既存事業者の撤退等が生じれば、20ヘクタール以上の事業が実施される可能性はあると考える。

A地域の400キロワットは家庭用の太陽光発電で考えるとどの程度に相当するのか。

家庭用は数キロワット程度で、大きくとも10キロワット程度ではないか。

そう考えると一般家庭100件分相当になると考えられる。

規則別表第3の「対象事業の軽微な修正の要件」について、補足説明してもらいたい。

事業内容を修正しようとする場合において、手続を経ることを要しない修正の要件であり、これを超える変更があった場合には、環境影響が大きくなるおそれがあるという指標となる。

市街化されているC地域が最も緩い対象規模となっているが、大規模な太陽光パネルが設置された場合の生活環境に対しては、逆に影響が大きくなることも想定される。

現行の地域区分では、自然環境に影響が大きい地域が厳しい対象規模となっている。

事業分割によるアセス逃れを防ぐ制度はあるのか。

造成事業に限っては、同一事業者が隣接地に各事業を5年以内に着工する場合には複合事業として対象となる。

他事業者であっても対象となるようにしても良いのでは。

後から他事業者が事業を実施する場合には、既存事業の状況を踏まえた環境配慮に努めることが原則と考える。

対象要件を「出力」として、対象規模未滿の太陽光発電事業を実施していた同土地に対象規模以上のパネル交換をした場合の取扱いはどうなるのか。

アセス対象となると考えられる。

B地域における環境配慮が重要と考えるが、その他の造成のC地域が20ヘクタールであるのに対してB地域が15ヘクタールというのは基準が緩いのではないか。

規模要件は、県条例の適用除外時の調整による影響が大きいため、今後の見直しの際に全面的に検討していきたい。

今回の改正に伴いパブコメの実施の予定はあるのか。

条例改正になれば実施するが、規則改正の場合には原則として実施しないため、パブコメを実施しない場合には周知方法を検討する。

以 上

相模原市環境影響評価審査会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠
1	小根山 裕之	首都大学東京 都市環境学部 教授		出席
2	片谷 教孝	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授	会長	出席
3	加藤 ゆき	神奈川県立生命の星・地球博物館 主任学芸員		欠席
4	亀卦川 幸浩	明星大学 理工学部 教授		出席
5	黒田 道子	東京工科大学 名誉教授		出席
6	桑原 勇進	上智大学 法学部 教授		出席
7	菅原 敬	首都大学東京 理学研究科 准教授		出席
8	田中 修三	明星大学 理工学部 教授	副会長	出席
9	塚田 英晴	麻布大学 獣医学部 准教授		出席
10	畠山 吉則	日本大学 生物資源科学部 准教授		出席
11	御法川 学	法政大学 理工学部 教授		欠席
12	宮脇 健太郎	明星大学 理工学部 教授		欠席
13	室田 昌子	東京都市大学 環境学部 教授		欠席
14	屋代 雅充	元 東海大学 観光学部 教授		出席
15	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 准教授		出席